

◎新潟県告示第1114号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、下越森林計画区の地域森林計画（令和2年1月新潟県告示第57号）の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県村上地域振興局農林振興部、新潟県新潟地域振興局農林振興部及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所において令和4年11月7日から同月30日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

令和4年11月4日

新潟県知事 花 角 英 世